

## 鳥取県男女共同参画センター運営協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県男女共同参画センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

### (調査審議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鳥取県男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理・運営に関すること
- (2) センターの自主事業の企画実施に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、センター長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

第7条 協議会に次に掲げる事項を調査審議させるため、次に定める部会を置く。

センターが委託する事業の選定に関する事項 委託事業選定部会

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 前条の規定にかかわらず、協議会は部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、センターにおいて行う。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。
- 2 鳥取県男女共同参画センター運営協議会設置要綱（平成13年5月26日施行）は廃止する。